

# 令和4年度 都心エネルギープラン推進業務

## 公募型企画競争 提案説明書

この要領は、札幌市が実施する「令和4年度 都心エネルギープラン推進業務」の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該プロポーザルについては、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

### 1 業務名

令和4年度 都心エネルギープラン推進業務

### 2 背景および目的

2050年カーボンニュートラルを宣言した本市において、都市機能が多く集積し市内においてもCO<sub>2</sub>排出量が突出して多い都心での環境負荷低減に向けた取組展開が非常に重要である。さらには災害時における都市の強靱化や、平常時の都市の快適性向上は、札幌が国内外から選ばれる魅力的なまちとなるために重要であり、当室では、都心のまちづくりとエネルギーの取組を一体的に展開するための行政計画として「都心エネルギープラン」（都心エネルギーマスタープラン：平成30年策定、都心エネルギーアクションプラン：令和元年策定にて構成）を策定し、これに基づき取組を進めている。

令和3年度は、都心での建物建替えと連動し、エネルギーに関する取組を協議誘導する「札幌都心E！まち開発推進制度」の検討に加え、札幌都心のエネルギー利用状況や、建物建替え効果等に関する基礎調査を実施し、札幌都心におけるエネルギー利用の最適化・強靱化に向けた基礎検討を行った。今後はこの成果を踏まえ、札幌都心E！まち開発推進制度の着実な推進と、札幌都心の特徴や都心エネルギープラン策定時からの社会状況の変化を捉えたエネルギー利用の最適化・強靱化に繋がる取組について、次のステップに進むための施策の方向性検討が必要である。

本業務は、都心エネルギープランを引き続き推進するため、札幌都心E！まち開発推進制度に位置付ける「公表・表彰」および「取組支援」の具体化に向けた手法等の検討に加え、札幌都心のエネルギー利用の最適化・強靱化の具体的手法の検討、関連する法や制度などの調査、および具体的手法実現の課題を整理するとともに、外部有識者との

意見交換を行い、札幌都心のエネルギー施策の新たな展開に向けた基礎的整理を行うものである。

### 3 業務内容

- (1) 札幌都心E！まち開発推進制度に位置付ける「公表・表彰」「取組支援」の具体化に向けた手法等の検討

令和3年度に制度検討を行った札幌都心E！まち開発推進制度では、計画内容、運用実績について「公表・表彰」すること、および優れた取組を誘導するための「取組支援」を位置付けている。本業務では、「公表・表彰」の「公表」を具体化するための計画内容と運用実績の評価手法の検討を行うとともに、「表彰」を具体化するための案の検討を行う。また「取組支援」について、現在位置付けている容積率の緩和以外の手法について検討する。なお検討に際しては開発事業者や建物所有者等（以下、「事業者」という）のメリットを十分考慮するとともに、他事例調査等を踏まえることとし、手法がどのように事業者のメリットに繋がるか具体的に整理すること。

- (2) 札幌都心のエネルギー利用の最適化・強靱化の具体的手法検討

「令和3年度 都心のエネルギー利用の最適化・強靱化に向けた基礎調査」の成果を踏まえ、次の内容について検討を行う。なお、本業務においては、札幌都心のエネルギーインフラ状況に加え、「都心エネルギープラン」および本市が平成28年に策定した「第2次都心まちづくり計画」の対象区域、都心の骨格構造、基本方針等を踏まえるとともに、都心の建替えや改修等に伴い取り組むことができる手法として検討を行うこととする。

- ア 都心の建物の省エネ化に繋がる具体的手法と、省エネ効果の見込み
- イ 都心の建物の再エネ利用拡大に繋がる具体的手法
- ウ 都心の建物の強靱化に繋がるエネルギー活用の具体的手法
- エ 具体的手法に関連する法・制度等の調査
- オ 具体的手法の実現への課題の整理

- (3) 都心エネルギープラン推進委員会での意見聴取

札幌市が事務局として運営する「札幌都心エネルギープラン推進委員会」での意

見聴取に際し、説明資料の作成、委員会の運営補助および議事録の作成を行う。推進委員会は年度内5回程度を想定する。なお推進委員会委員は13名程度を想定している。

(4) 札幌都心のエネルギー施策の新たな展開に向けた基礎的整理

(2) による具体的手法検討、(3) による都心エネルギープラン推進委員会での意見聴取内容に加え、都心エネルギープランの目標年次や、技術革新の動向等を踏まえた、エネルギー利用の最適化による都市の脱炭素化、都市の強靱化および都市の快適性向上について、今後の新たな展開に向けた基礎的整理を行う。基礎的整理に際し、適宜図やイラストなどを用い、分かりやすい体裁となるよう考慮する。

(5) 報告書の作成

上記(1)～(4)の取組結果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出すること。

#### 4 業務規模

8,000千円（消費税および地方消費税10%を含む）を上限額とする。

※ 契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

#### 5 委託期間

契約締結日から令和5年3月20日（月）まで

#### 6 成果品

(1) 報告書

ア A4判製本（図面等A3判） 3部（可能な限り古紙再生率100%とする。）

イ A4判概要版 3部（可能な限り古紙再生率100%とする。）

ウ 電子データ 上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R 又はDVD-R）で1組提出（PDFデータに加え、Word、Excel、PowerPointデータ等作業可能なデータも提出すること。）

(2) そのほか関連説明資料等 一式

## 7 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者、又は大分類「建設関連サービス業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(5)を満たす必要があることに注意すること。

※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

## 8 企画提案を求める項目

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について

本市行政計画、札幌都心の開発状況、エネルギーインフラ状況および近年の技術革新等の状況を踏まえ、今後都心の環境・エネルギー施策を展開するうえでの全体的な視点や、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。

- (2) 札幌都心E！まち開発推進制度に位置付ける「公表・表彰」「取組支援」の具体化に向けた手法等の検討について

札幌都心E！まち開発推進制度に位置付ける「公表・表彰」「取組支援」の具体化

に向けた手法の検討に際し、重視すべき点や検討手法について提案すること。

(3) 札幌都心のエネルギー利用の最適化・強靱化の具体的手法検討について

札幌都心のエネルギー利用の最適化・強靱化の具体的手法検討に際し、重視すべき点や検討手法について提案すること。

(4) 推進委員会での意見聴取について

都心エネルギープラン推進委員会での意見聴取において、資料作成や有識者からの意見のとりまとめ等、効果的に議論を進めるにあたり重視すべき点について提案すること。

(5) 本業務のスケジュール案と業務遂行体制について

本業務を実施するにあたり、業務期間内の検討ステップ等を例示の上、円滑に業務遂行が可能である業務スケジュールの案を提案すること。

(6) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

## 9 申込方法

(1) 提出書類

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4判、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似・関連業務等実績一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要および実施方法・スケジュール

(A4判、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3判横づかい、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書（積算書）（A4 判縦づかい、片面印刷、必要枚数、様式自由）

（ア）内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税および地方消費税」の4項目を記載すること。

（イ）①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

（ウ）①の内訳として、前述の「3 業務内容」で定める(1)～(5)の5項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法および提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室（5階南側）

(3) 提出期限

令和4年5月16日(月)12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

（ア）今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

（イ）委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

（ウ）本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

（エ）業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものが

あれば、企画提案書に詳細に記載しても良い。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 都心エネルギーマスタープラン

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/toshin-energy/energyplan.html>

イ 都心エネルギーアクションプラン

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/toshin-energy/energyplan.html>

ウ 第2次都心まちづくり計画

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

エ 2013年度「都心エネルギー基礎調査」報告書

※ 後述「15 問い合わせ先」において貸与

オ 2021年度「令和3年度 都心のエネルギー利用の最適化・強靱化に向けた基礎調査」報告書

※ 後述「15 問い合わせ先」において貸与

## 10 質問および回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛にFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和4年度都心エネルギープラン推進業務 質問書」とし、令和4年5月11日（水）12:00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：[ki.downtown@city.sapporo.jp](mailto:ki.downtown@city.sapporo.jp)

(2) 質問に対する回答

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知した方が良く判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。なお、意見の

表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

## 11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和4年度 都心エネルギープラン推進業務」企画競争実施委員会（以下、『実施委員会』と言う。）において、後述「**12 評価基準**」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 一次審査（書類審査）

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、企画提案者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

### (2) 最終審査（ヒアリング）

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1社（者）約30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変更となる可能性がある。）

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

### (3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契



約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和4年5月20日（金）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和4年6月1日（水）

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一時審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)～(3)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<b>(1) 本業務に取り組む上での視点等について</b>	
本業務に取り組む上での全体的な視点が、本市行政計画、札幌都心の開発状況、エネルギーインフラ状況および近年の技術革新等の状況を踏まえるとともに、今後都心の環境・エネルギー施策を展開するうえで特に重要と考えられる点や留意点が、適切なものとなっているか。	15
<b>(2) 札幌都心E！まち開発推進制度に位置付ける「公表・表彰」「取組支援」の具体化に向けた手法等の検討について</b>	
札幌都心E！まち開発推進制度に位置付ける「公表・表彰」「取組支援」の具体化検討に際し、重視する点や検討の手法が適切なものとなっているか。	20
<b>(3) 札幌都心のエネルギー利用の最適化・強靱化の具体的手法検討について</b>	

札幌都心のエネルギー利用の最適化・強靱化の具体的手法検討に際し、重視する点や検討の手法が適切なものとなっているか。	20
<b>(4) 推進委員会での意見聴取について</b>	
都心エネルギープラン推進委員会での意見聴取において、資料作成や有識者からの意見をとりまとめ、効果的に議論を進めるにあたって重視すべき点が、札幌都心でのエネルギー施策の将来像と方向性の検討に繋がるものとなっているか。	15
<b>(5) 業務全体について</b>	
1. 業務の実施に無理がない適切なスケジュールとなっているか。	10
2. 過去の類似・関連業務実績が、業務全体を円滑に進められると判断できる十分なものであるか。また、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。	10
3. 独自提案（3業務概要(2)における「独自の情報や知見」を含む）が、業務の目的を達成するにあたり、独自性があり有効な提案となっているか。	10
合計	100

### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員および市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領および各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者および提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。（複製を含む。）
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出および追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合

を除き、変更することができない。

- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権および業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人および企業情報等の全てについて、本市および当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供又は情報を漏らすことを禁ずる。

## 15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所 5 階)

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：曾根、菅原 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112